⑵　申請書交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。
〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課契約審査第２係　電話048―600―1800（内線2443又は2819）
⑶　その他　共同体として資格を得ようとする者に交付する。
⑷　申請書の提出方法　申請者は、申請書に共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。
提出場所は、⑵に示す申請書の交付場所に同じ。
⑸　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
４　共同体としての資格及び審査
次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者である。
イ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「土木」に係る一般競争参加資格（以下､「競争参加資格」という。）で「Ａ」の格付の決定を受けた者による組合せする。ただし、それぞれが単体として北関東防衛局に競争参加を希望している者とする。
ウ　北関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
エ　競争参加者の資格に関する公示（平成24年10月26日付装備施設本部長公示）４⑵に該当しないものであること。
⑵　業務形態
ア　構成員の分担業務が､業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。
イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。
⑷　共同体協定書　共同体協定書が、上記３⑵の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。
５　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い
上記４⑴イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請することができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が上記４⑴イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記４⑴イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記４⑴イの決定を受けていないときは、共同体の資格がないと決定する。
６　資格審査の結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
７　資格の有効期間
上記６の共同体としての有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
８　その他
⑴　共同体の名称は､「硫黄島㉖滑走路調査○○・○○共同体」とする。

競争参加者の資格に関する公示

南幸市街地住宅基本設計その他業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成 26 年８月 12 日
独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
関東地域担当本部長　守安　雅志
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
１　業務概要
⑴　業務名　南幸市街地住宅基本設計その他業務（電子入札対象案件）
⑵　業務内容　本業務は、独立行政法人都市再生機構が神奈川県横浜市において保有する賃貸住宅について、除却し、新たに建設した場合の基本設計等を行う業務である。主な業務内容は次のとおりである。
・基本設計業務
・工事費算定業務（工事費算定用図面作成、積算）
⑶　履行期限　平成28年12月28日
⑷　本業務は、当初業務と契約予定業務の一括競争入札により落札者を決定し、次の①から③までの業務の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき業務請負契約を締結する協定型一括入札方式の試行業務である。
①　当初業務
業務件名　南幸市街地住宅基本設計等業務
履行期間　契約締結日の翌日から平成27年３月31日まで
②　契約予定業務（その１）
業務件名　南幸市街地住宅工事費算定等業務
履行期間　平成27年４月上旬から平成28年３月31日まで（予定）
③　契約予定業務（その２）
業務件名　南幸市街地住宅設計監修等業務
履行期間　平成28年４月上旬から平成28年12月28日まで（予定）
⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
⑹　本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
２　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、平成26年８月12日から南幸市街地住宅基本設計その他業務において設計共同体としての資格を得ようとする者に、当機構ホームページからのダウンロードにより交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に南幸市街地住宅基本設計その他業務設計共同体協定書（３⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
設計共同体としてのデータ登録後、電子入札システムでの参加表明書及び技術提案書の提出が可能となる。
①　提出期限　平成26年８月22日（金）午後５時
②　提出場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部ストック設計第２チーム　電話03―5323―4347
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
３　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については､「競争参加者の資格に関する公示」(平成24年10月26日付官報（政府調達第233号）公示）５の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。
なお、①から④については、全ての構成員に必要な条件、⑤及び⑥については、代表者に必要な条件とする。
①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
（http://www.urnet.go.jp/order/pdf/jishisaisoku.pdfを参照）
②　当機構東日本地区における平成25・26年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で､「建築設計」の業種区分の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　参加表明書及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
④　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
⑤　一級建築士を３人以上有していること。
⑥　以下に記載するいずれの同種業務においても各１件以上の実績（再委託による業務の実績を含まない）を有すること。
・平成16年度以降において竣工したＵＲ賃貸住宅の建物設計業務※
・平成16年度以降において竣工した20階以上のＲＣ又はＳＲＣ造集合住宅の建物設計業務※
※建物設計業務とは基本設計、実施設計又は工事費算定用図面作成業務のいずれかをいう。